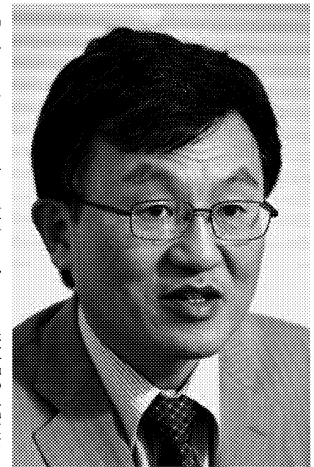


小塩 隆士 一橋大学教授

ポイント

- 生活保護の高齢受給者数は50年に倍増も
- 短時間の非正規にも被用者保険の適用を
- 「貧困の高齢化」相次ぐ前に制度改革急げ



おしお・たかし 60年生まれ。東京大教養卒、大阪大博士（国際公共政策）。専門は公共経済学

生活保護の受給者約210万人のうち、65歳以上の高齢者は約100万人で半分近くを占める。高齢受給者の比率は1980年代までは20%台だったが、それ以降徐々に上昇してきた。今や生活保護は、その半分ほどが高齢者の生活保障のために使われている。

高齡化する貧困① 年金の枠組み内で対応を

生活保護での支援は限界

よう。2つのケースを考える。ケース1では高齢者の保護率が15年の水準（2・9%）で固定されると想定し、高齢人口の増加だけで高齢受給者がどこまで増えるかを試算する。一方、ケース2では高齢化要因だけでなく、過去20年間にわたる保護率の上昇トレンドが今後も続くこと想定し、高齢受給者数を推計する。

50年には200万人近くへとほぼ倍増する。高齢人口は頭打ちになるが、保護率が5%前後に上昇していくからだ。ケース1は楽観的すぎる一方、ケース2は悲観的すぎるという。しかしどちらかとも

構成や就業パターンがあまり変化しないと想定した場合、所得が生活保護の基準額を下回る人の比率は、女性が09年の12%程度から60年には約25%、男性も6%程度から14%程度に上昇するという。

生活保護は最低限度の生活を保障する。生活保護は自立を助長する仕組みだ（生活保護法第1条）。年金や医療など社会保障の中核的な仕組みが別に備わっていること

第1に短時間の非正規労働者にも被用者保険の適用範囲を拡大し、公的年金というセーフティネット（安全網）から外れるリスクをできるだけ抑える必要がある。「支援する・される」という形で国民を二分するのではなく、国民をできるだけ広く取り込んで、所得に応じて助け合うという社会保障の仕組みの方が支持されやすいだろう。

1の場合、現在約100万人いる高齢受給者は50年までに1割ほど増えるにとどまる。高齢化は進むが、高齢人口が頭打ちになるからだ。一方、ケース2の場合、受給者数は

いけば、ケース2に近い展開になる可能性が高い。この点では稲垣誠一・国際医療福祉大学教授による試算が参考になる。公的年金の現行制度を所与とし、国民の家族

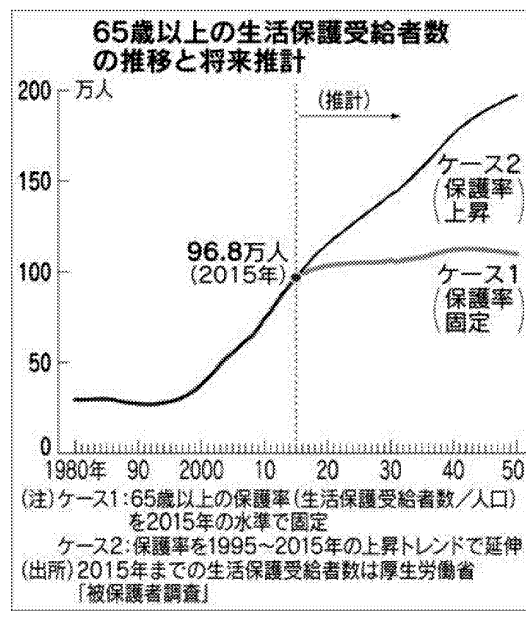
稲垣教授の試算結果が描くシナリオはケース2に近い。

生活保護は自立を助長する仕組みだ（生活保護法第1条）。年金や医療など社会保障の中核的な仕組みが別に備わっていること

最後に全面的な制度改革は必ずしも必要でないことを指摘したい。15年時点の給付規模は、公的年金が約55兆円に対し、生活保護は4兆円を下回る。高齢者向けはその半分ほどだろう。しかも生活保護の受給者数そのものがまだ限定的だ。であれば現行の公的年金の部分的な見直しで問題はかなり解決できるはずだ。

日本の単身高齢者の貧困率は、国際的にみても最も高いグループに属している。高齢者の貧困問題が悪化傾向にある現実を看過できない。

今後についてはどうか。社会保障給付の見直しを巡る議論は年金・医療・介護が中心



日本社会は今後「貧困の高齡化」という深刻な問題を抱える。非正規雇用や短時間就業により年金保険料の拠出実績が乏しく、低年金・無年金に陥る層が増えてくると予想されるからだ。こうした人たちは現在、親の年金など家族の所得に依存して生活しており、貧困問題はまだ顕在化していない。しかし親はいずれ他界する。高齢になった時点で頼るべき家族を持たず、年金給付も不十分な人が少なくないとなれば、貧困問題はマクロ的にも顕在化する。

また自立するのがそもそも難しく、長期にわたり支援が必要な高齢者を支える仕組みとして、生活保護を位置づけることにも無理がある。さらに生活保護にどうしても伴うモラルハザード（倫理の欠

如）の問題も、受給者が増加し給付規模も大きくなれば社会的に無視できなくなる。貧困の高齡化への対応は、生活保護ではなく公的年金を中心にして検討すべきだと考える。高齢時の所得保障も、制度に参加するすべての構成員が支え合う社会保障の仕組みで強化する方が国民の理解を得やすいだろう。生活保護は高齢者にとっても現役と同様、あくまでも緊急避難的な仕組みと位置づけるべきだ。

ではどうすればよいのか。人々が高齢時に貧困に陥るリスクをできるだけ軽減し、公的年金の所得保障機能を強化することを目指すべきだ。